自転車損害賠償責任保険等に関する福井県ホームページ掲載要領

令和３年１２月２８日

防災安全部県民安全課

（趣旨）

第１条 この要領は、福井県自転車の安全で適切な利用に関する条例（令和３年条例第４１号。以下「条例」という。）第9条第１項に基づき実施する自転車損害賠償責任保険等を取り扱う事業者の情報の福井県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ホームページの掲載にかかる権限）

第２条　県ホームページの掲載にかかる一切の権限は、県民安全課長が有する。

（掲載の対象となる事業者）

第３条 県ホームページに掲載する事業者は、一般社団法人日本損害保険協会または一般社団法人外国損害保険協会の会員などであって、自転車損害賠償保険等を取り扱う者とする。

（掲載事項）

第４条 県ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。

（１） 事業者名（掲載名称）

（２） 問合せ先（名称、住所、電話番号、FAX番号、リンク先ページURL（リンク先ページは、原則として、自転車損害賠償保険等に関するものとする。）、受付時間）

（掲載の申請）

第５条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、福井県ホームページへの掲載等申請書（別記様式第１号）に記入の上、次の書類を添えて福井県安全環境部県民安全課長（以下「県民安全課長」という。）に申請する（添付書類はPDFデータによる提出可能）。

（１） 申請者が第３条の要件を満たすことを確認できる資料

（２） リンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダーおよびＵＲＬが表示された状態で印刷したもの

（掲載の承認等）

第６条 県民安全課長は、前条の申請について第３条および次項に照らして確認の上、県ホームページへの掲載の承認または不承認を決定し、福井県ホームページへの掲載等通知書（別記様式第２号）により事業者に通知する。

２ 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。

（１） 法令その他公序良俗に反する場合

（２） 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

（３） 問合せ先またはリンク先の内容が、県民の利便性の向上を図ることができないおそれがある場合

３ 県民安全課長は、掲載を承認する場合は、第４条に定める事項を県ホームページに掲載する。

（事業者の責務）

第７条 県ホームページへの掲載が認められた事業者は、次の事項を遵守するものとする。

（１） 条例の自転車損害賠償責任保険等に係る規定について、問合せ窓口の担当職員に周知するとともに、県民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。

（２） 県民の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問合せ窓口等において、分かりやすい説明、表現に努めること。

（３） 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の商品を県が推奨しているかのような誤解を与え、または消費者の利益および公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

（掲載事項の変更）

第８条 県ホームページへの掲載後、第４条の掲載事項の変更を希望する事業者は、福井県ホームページへの掲載等申請書（別記第１号様式）に、変更を確認するために必要な書類を添えて、県民安全課長に申請する。

２ 県民安全課長は、前項の申請について、第６条に準じた処理を行う。

（掲載の終了）

第９条 県ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、福井県ホームページへの掲載等申請書（別記様式第１号）により県民安全課長に申請する。

２ 県民安全課長は、前項の申請について、県ホームページへの掲載終了を福井県ホームページへの掲載等通知書（別記様式第２号）により事業者に通知する。

３ 県民安全課長は、通知後速やかに、県ホームページから事業者の情報を削除する。

（掲載の中止）

第10条 県民安全課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県ホームページへの掲載を中止することができる。

（１） 第３条に該当しなくなったと認められるとき。

（２） 第７条に掲げる事項を遵守していないと認められるとき。

（３） その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

（免責）

第11条 福井県は、県ホームページ内の掲載およびリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

（その他）

第12条　この要領に定めるもののほか、自転車損害賠償責任保険等を取り扱う事業者の情報の県ホームページへの掲載について必要な事項は、県民安全課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月２８日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年５月２２日から施行する。